

第2章 計画策定の方向性

1 環境問題を取りまく社会情勢の変化

第1次計画の策定以降における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

持続可能な開発のための2030アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: 以下「MDGs」)を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGsの策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、2015(平成27)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」と表記します。)は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール(目標)と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGsは、17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益(マルチベネフィット)を目指すという特徴を持っています。特にSDGsの数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みが経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを楽しむようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものですが、SDGsの達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGsの達成と深い関りがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



第2章

1 貧困をなくそう
目標1 [貧困]
 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 飢餓をゼロに
目標2 [飢餓]
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 すべての人に健康と福祉を
目標3 [保健]
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 質の高い教育をみんなに
目標4 [教育]
 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー平等を実現しよう
目標5 [ジェンダー]
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

6 安全な水とトイレを世界中に
目標6 [水・衛生]
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
目標7 [エネルギー]
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

8 働きがいも経済成長も
目標8 [経済成長と雇用]
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう
目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 人や国の不平等をなくそう
目標10 [不平等]
 国内及び各国家間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを
目標11 [持続可能な都市]
 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 つくる責任 つかう責任
目標12 [持続可能な消費と生産]
 持続可能な消費生産形態を確保する。

13 気候変動に具体的な対策を
目標13 [気候変動]
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海の豊かさを守ろう
目標14 [海洋資源]
 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさを守ろう
目標15 [陸上資源]
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和と公正をすべての人に
目標16 [平和]
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナリシップで目標を達成しよう
目標17 [実施手段]
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

パリ協定

2015（平成27）年12月、パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための新たな世界目標です。

この計画は、2050（令和32）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び20の個別目標（愛知目標）の達成を目指すもので、2020年9月に達成状況が報告され、20項目中14項目が「達成できなかった」と評価されました。

◆個別目標/愛知目標

目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する

目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる

目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される

目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する

目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する

目標6 水産資源が持続的に漁獲される

目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される

目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる

目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される

目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する

目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される

目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される

目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される

目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される

目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する

目標16 ABS*に関する名古屋議定書が施行、運用される

目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する

目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される

目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される

目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

※遺伝資源の利用から生じた利益の公正で衡平な配分

資料：COP10・11の成果と愛知目標（環境省）

■コラム IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動の抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定されましたが、1.5℃に関する科学的知見の不足も指摘され、気候変動枠組条約はIPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請しました。

これをふまえ、2016（平成28）年10月に開催されたIPCC第48回総会において、「1.5℃特別報告書[※]」が承認・受諾されました。

※正式名称「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」

同報告書では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030（令和12）年から2052（令和34）年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

約1℃というと、ささいな上昇のように思えますが、気温が約1℃上昇している中、近年の激甚な気象災害に温暖化が影響した例が指摘されるなど、具体的な影響が現れ始めています。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050（令和32）年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されています。

1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	<ul style="list-style-type: none"> ・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	<ul style="list-style-type: none"> ・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び／または量が増加する。(H) ・いくつかの北半球の高緯度地域及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M) 	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> ・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H) 	
生物種の地理的範囲の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに70～90%が減少する。(H) 	<ul style="list-style-type: none"> ・99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

資料：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

国の動向

第五次環境基本計画

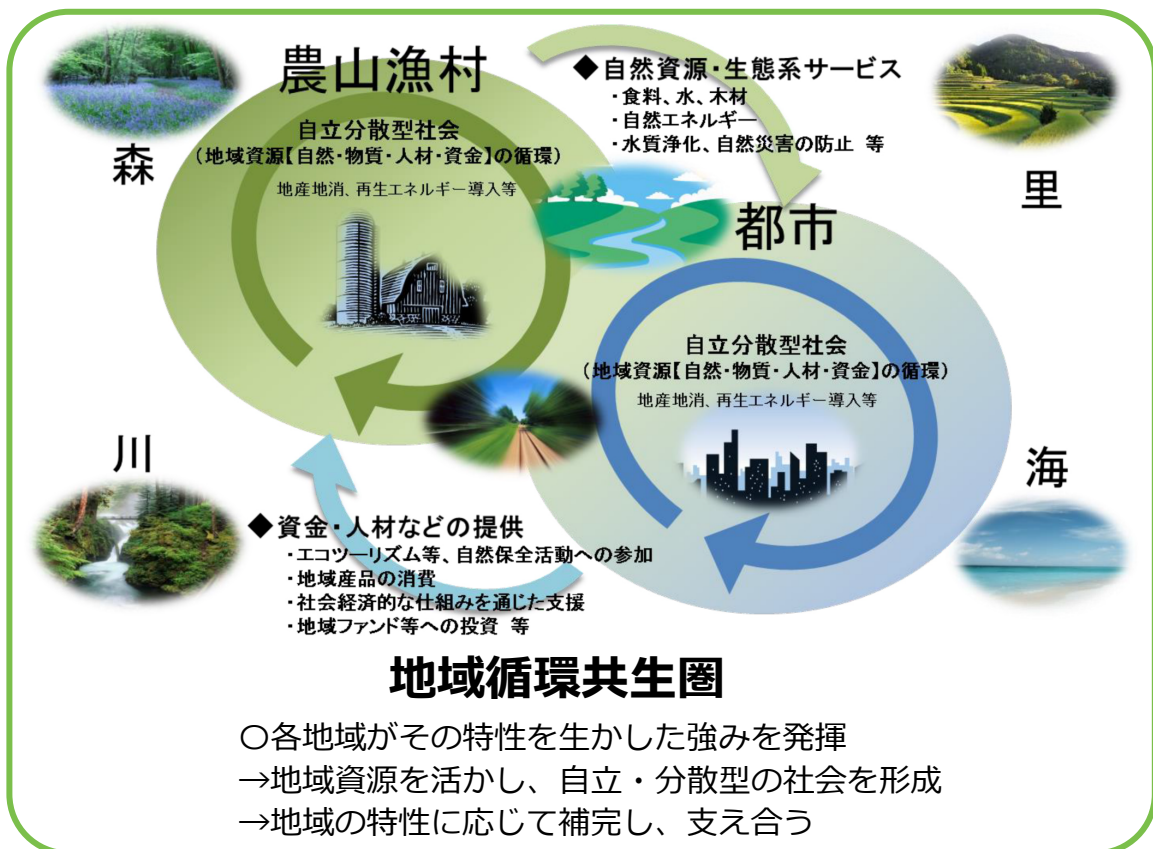
2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012（平成24）年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020（令和2）年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

また、その達成状況の中間評価を受け、2016（平成28）年11月に「生物多様性国家戦略2012-2020の達成にむけて加速する施策」が取りまとめられました。加速する施策は、日本の生物多様性を巡る現状や課題をふまえ、①生物多様性の主流化に向けた取り組みの強化、②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用、③野生生物の保護管理と外来種対策の加速、という3つの取り組みを設定し、目標の達成を目指しています。

健全な水循環系の構築に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015（平成27）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けて活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

循環型社会の形成に向けた計画策定等

2018（平成30）年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

さらに、2019（令和元）年5月には、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少に取り組む努力を「国民運動」として位置づけられました。

低炭素社会の形成に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、2018（平成30）年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2030（令和12）年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22～24%とする電源構成（エネルギーミックス）目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、2014（平成26）年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

さらに、2020年10月には「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言（2050年カーボンニュートラル宣言）するとともに、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、国を挙げて実践していくことを決意する「気候非常事態宣言」も決議されました。同年12月には、国は洋上風力、水素、自動車・蓄電池など14の重点分野の実行計画を含む「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげることを目指しています。

気候変動適応策に向けた法整備・計画策定等

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

愛知県の動向

第5次愛知県環境基本計画

愛知県は、1997（平成9）年に最初の「愛知県環境基本計画」を策定し、その後、2002（平成14）年に第2次計画、2008（平成20）年に第3次計画、2014（平成26）年に第4次計画として、概ね5年ごとに改定を行い、施策の充実強化を図ってきました。

第4次計画の策定から6年余りが経過し、持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大、新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換などの社会経済情勢の変化、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球環境問題の緊急性の増大などの状況を踏まえ、2021（令和3）年2月に「第5次愛知県環境基本計画」を策定しました。

「第5次愛知県環境基本計画」では、計画の目標である『SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」』の実現に向けて、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」及び「安全・安心の確保」に向けた4つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進するとともに、総合的な施策推進に向けて、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進していくことが明記されています。

自然共生社会の形成に向けた取組

愛知県では2013（平成25）年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標とし、開発と生物多様性保全の調和を図るため、多様な主体が共通の目標に向かって協働により生物多様性保全の取り組みを行う「あいち方式」を中核的取組として掲げています。

さらに「あいち方式」に基づいて、生物多様性保全に取り組む多様な主体が、生物の生息生育空間を保全・再生・創出・管理する際の基本的な考え方や手順を示した「自然環境の保全と再生のガイドライン」を策定し、多様な主体のコラボレーション（協働）による生物の生息生育空間の保全・再生・創出・管理の効果的な取り組みを進めています。

また、2006（平成18）年3月には、「あいち水循環再生基本構想」を策定し、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生に向けた取り組みを推進しています。

循環型社会の構築に向けた取組

愛知県では、3Rの促進を始め、県内の産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げてきましたが、引き続き、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するため、2017（平成29）年3月に「愛知県廃棄物処理計画」を策定し、3Rの促進、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、地域循環圏づくりを推進しています。

地球温暖化対策の取組

愛知県では、2012（平成24）年に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2020」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めてきましたが、県内の温室効果ガス排出量が増加傾向であること、パリ協定発効後の温暖化対策をめぐる情勢変化をふまえて、2018（平成30）年2月に今後の温室効果ガス削減策の方向性や気候変動の影響の適応策を盛り込んだ「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定しました。

削減目標に「2030（令和12）年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で26%削減する」を掲げ、「暮らし」における低炭素化、「事業活動」における低炭素化、「自動車利用」における低炭素化、「再生可能エネルギー等」の利活用の推進などの取り組みを推進しているほか、水素エネルギーの活用を推進するため、「低炭素水素認証制度」を制定し、低炭素な水素サプライチェーン構築に取り組む事業者の支援を実施しています。

また、気候変動適応策として、農作物の品種改良や豪雨対策など、気候変動の影響への対処に資する取り組みを進めてきましたが、最新の観測情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じて対応を変化させていくなど柔軟に適応策を進めていくとしています。

2 環境に関する市民・事業者の意識

市民・事業者を対象とした市内の環境に関する意識調査（アンケート）を令和元年7月に実施しました。

意識調査（アンケート）の概要

市民対象

調査地域	犬山市全域
調査対象	市民 犬山市在住の満18歳以上の男女1,500人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	2019（令和元）年7月6日から7月26日
調査方法	郵送により調査票を配布、回収
回収状況	配布数 1,500、有効回収数 686、有効回収率 45.7%
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 回答者自身について ② 犬山市の環境について ③ 普段の環境活動について ④ 地球温暖化対策への取り組みについて ⑤ 犬山市の自然環境について ⑥ 市の環境への主な取り組みについて ⑦ 自由回答

事業者対象

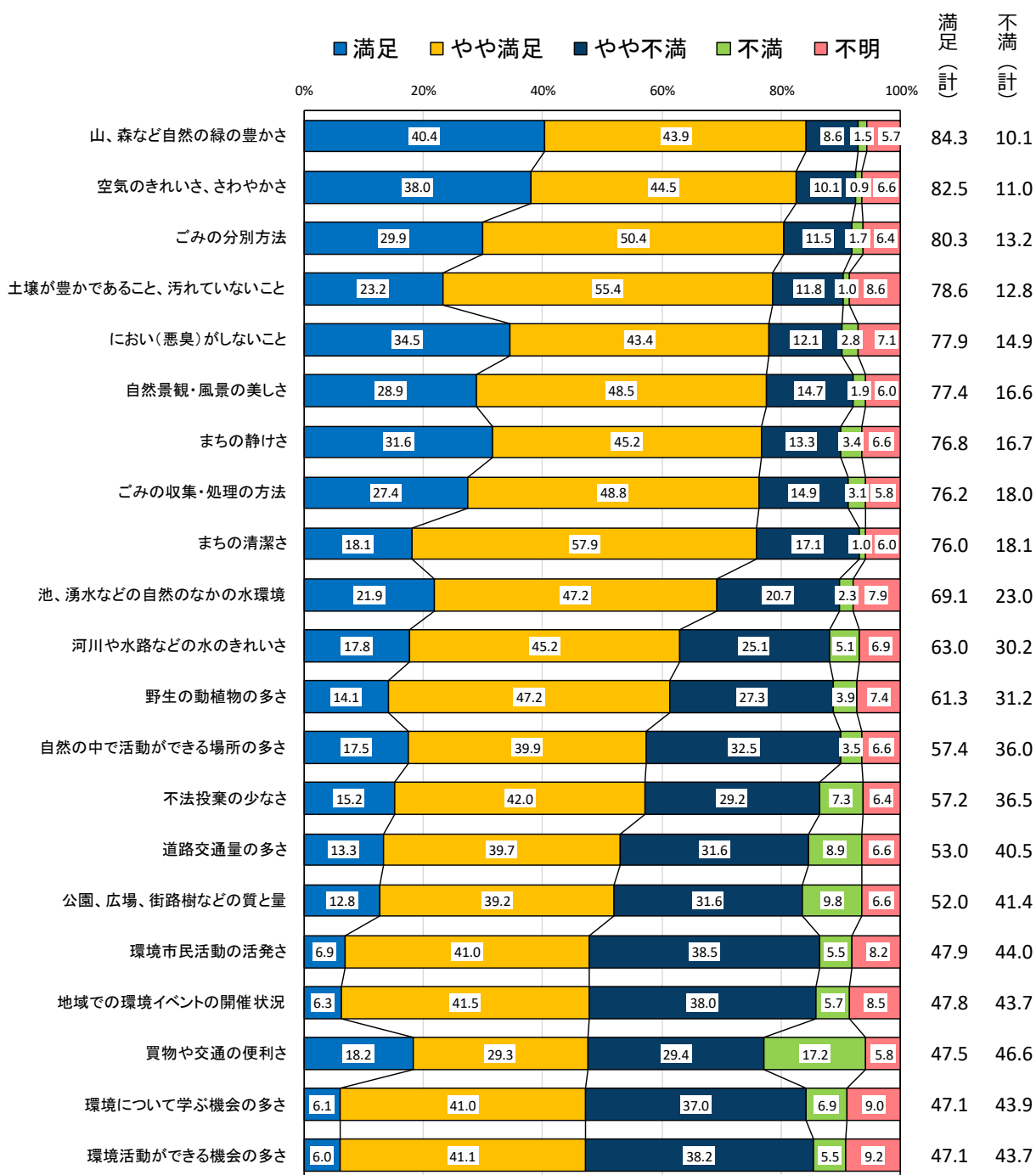
調査地域	犬山市全域
調査対象	市内の350事業所
抽出方法	無作為抽出
調査期間	2019（令和元）年7月6日から7月26日
調査方法	郵送により調査票を配布、回収
回収状況	配布数 350、有効回収数 155、有効回収率 44.3%
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所について ② 犬山市の環境について ③ 事業所の環境活動について ④ 事業所の地球温暖化対策への取り組みについて ⑤ 環境に関する地域貢献活動について ⑥ 自由回答



地区の環境について感じていること

地区の環境について感じていることを聞いたところ、『満足』『やや満足』と回答した割合は、「山、森など自然の緑の豊かさ」、「空気のきれいさ、さわやかさ」、「ごみの分別方法」などが上位にあがっており、一方、「買物や交通の便利さ」、「環境について学ぶ機会の多さ」、「環境活動ができる機会の多さ」などが『不満』『やや不満』の上位にあがっています。

地区の環境について感じていること（市民アンケート調査）

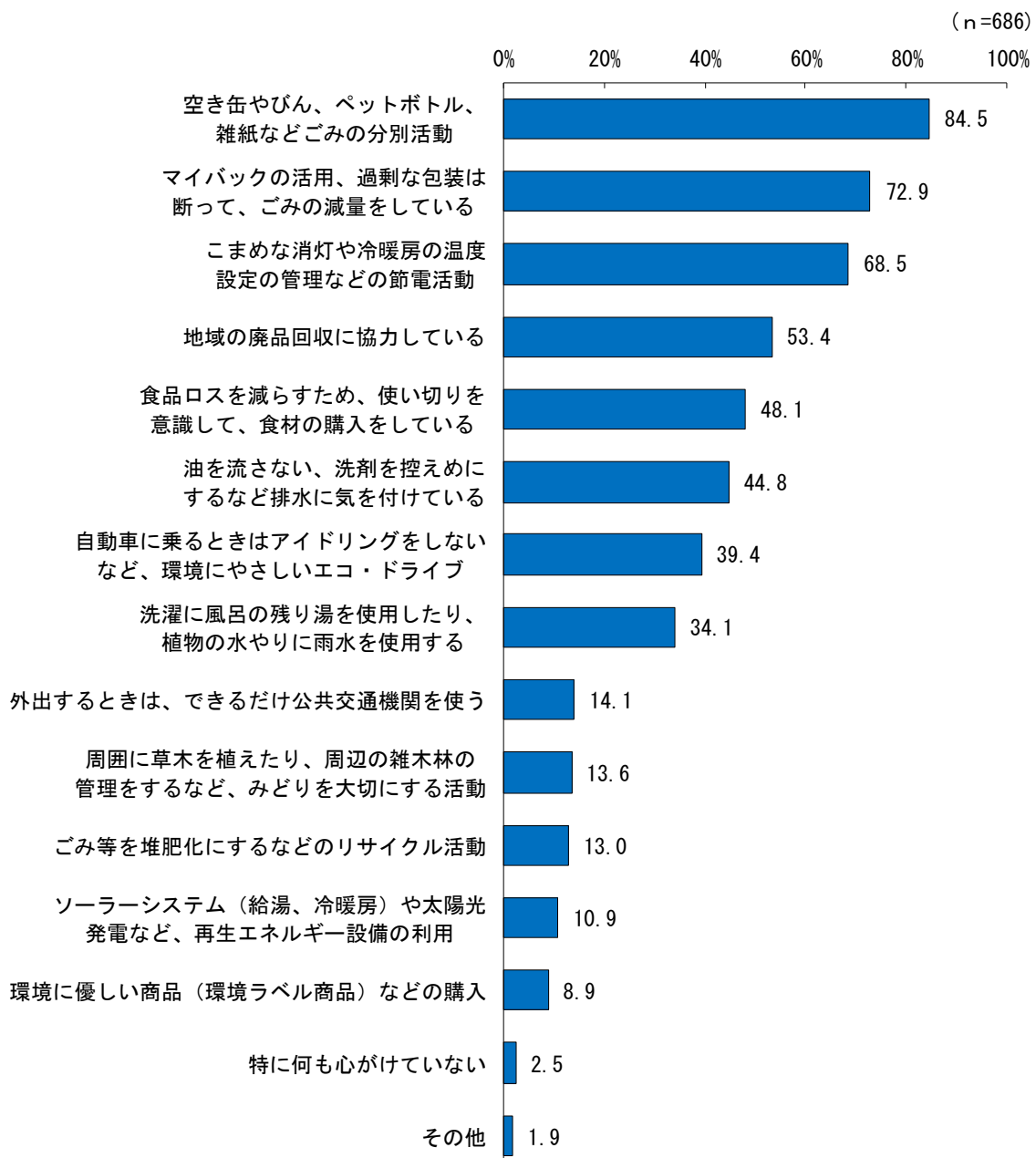


環境について、普段取り組んでいること

市民の取組状況

環境について、市民が普段取り組んでいることを聞いたところ、「空き缶やびん、ペットボトル、雑紙などごみの分別活動」が84.5%と最も高く、次いで、「マイバックの活用、過剰な包装は断って、ごみの減量をしている」(72.9%)、「こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などの節電活動」(68.5%)となっています。

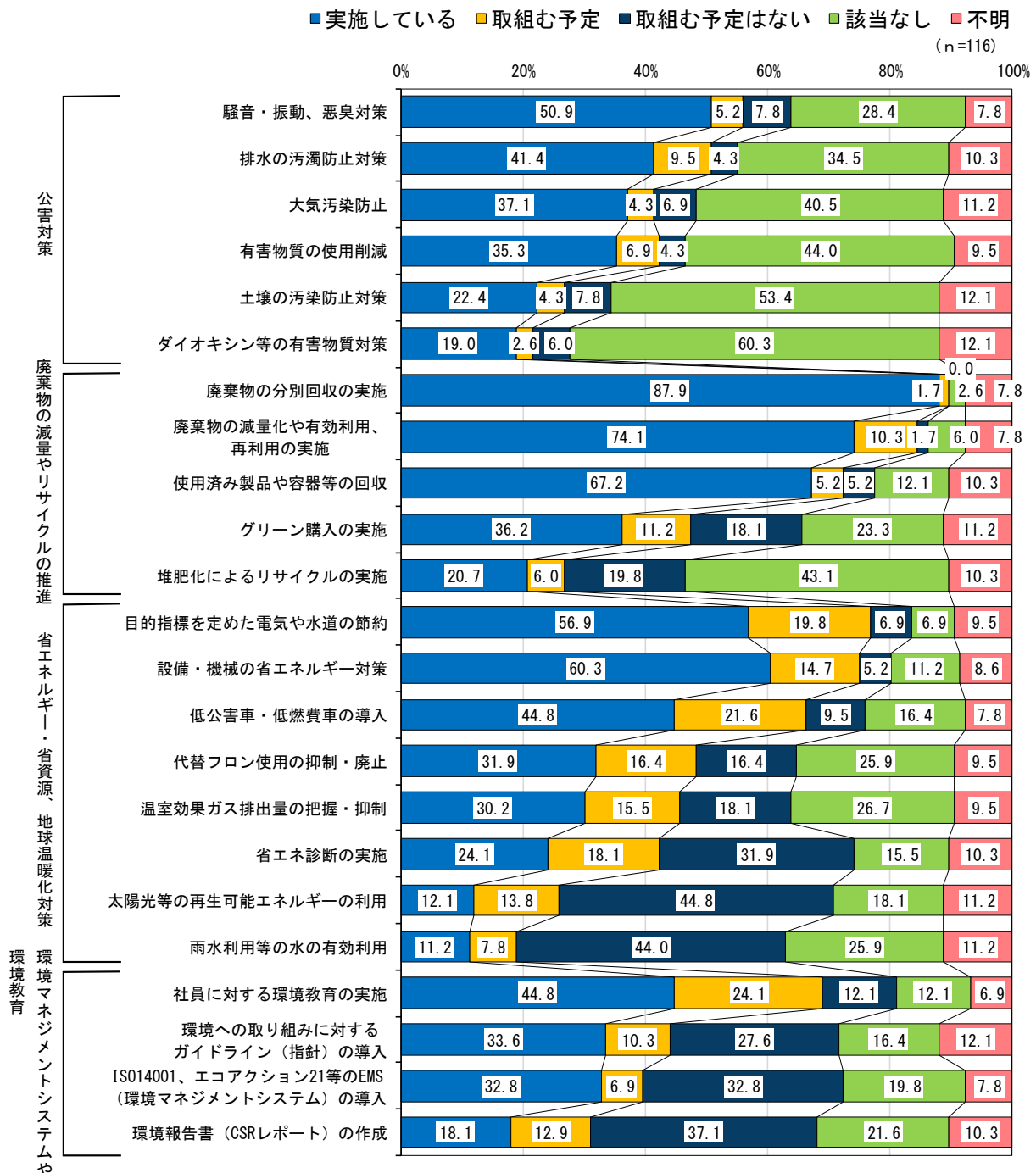
市民が普段取り組んでいる環境配慮活動（市民アンケート調査）



事業者の取組状況

環境について、事業者が普段取り組んでいる環境配慮活動の実施状況を聞いたところ、実施していると回答した割合は、「廃棄物の分別回収の実施」で87.9%と最も高く、次いで、「廃棄物の減量化、有効利用、再利用」(74.1%)、「使用済み製品、容器等の回収」(67.2%)、「設備・機械の省エネルギー対策」(60.3%)となっています。

事業者が普段取り組んでいる環境配慮活動（事業者アンケート調査）



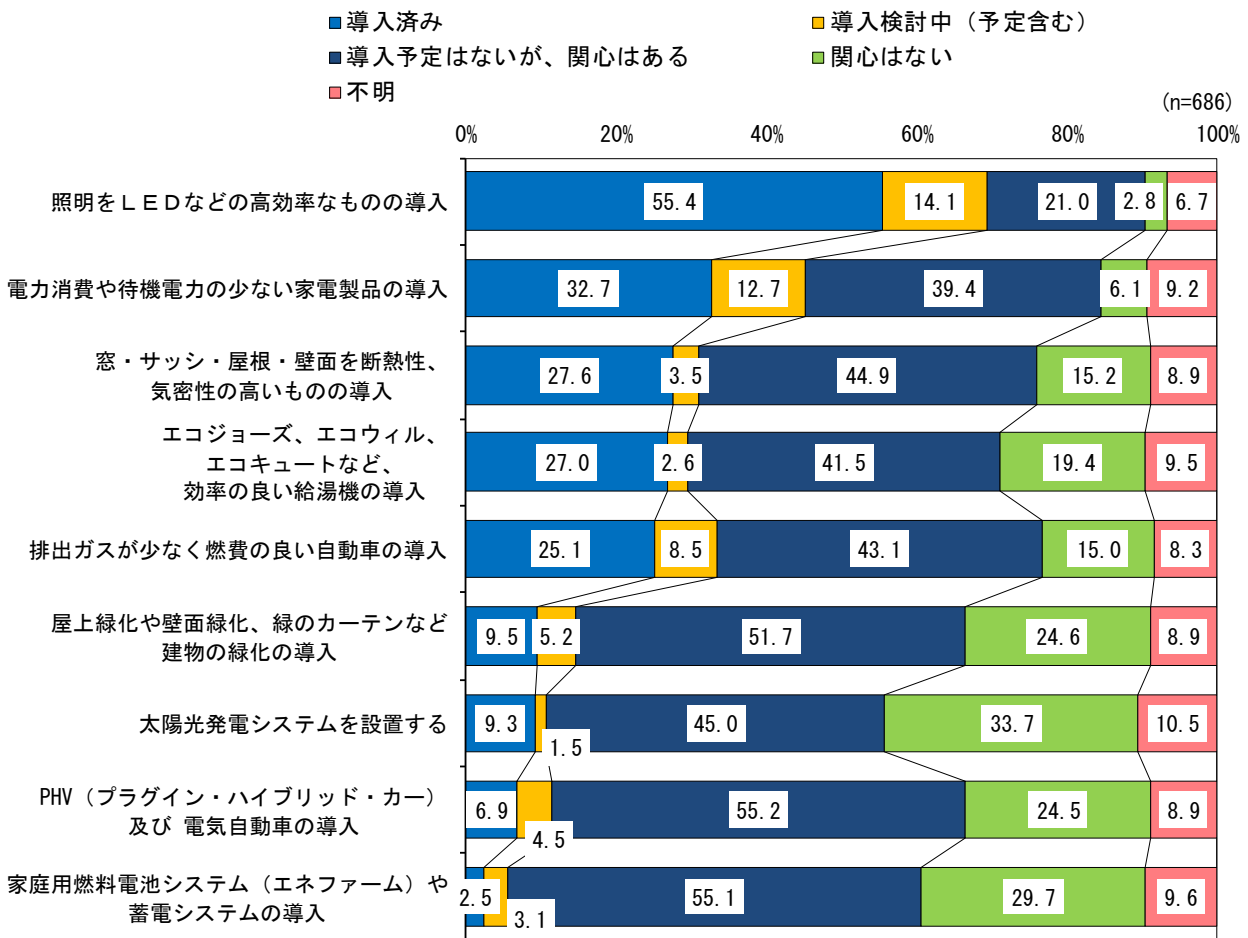


取り組んでいる地球温暖化対策

市民の取組状況

市民に地球温暖化対策への取組状況を聞いたところ、導入済みと回答した割合は、「照明をLEDなどの高効率なものの導入」で55.4%と最も高く、次いで「電力消費や待機電力の少ない家電製品の導入」(32.7%)となっています。

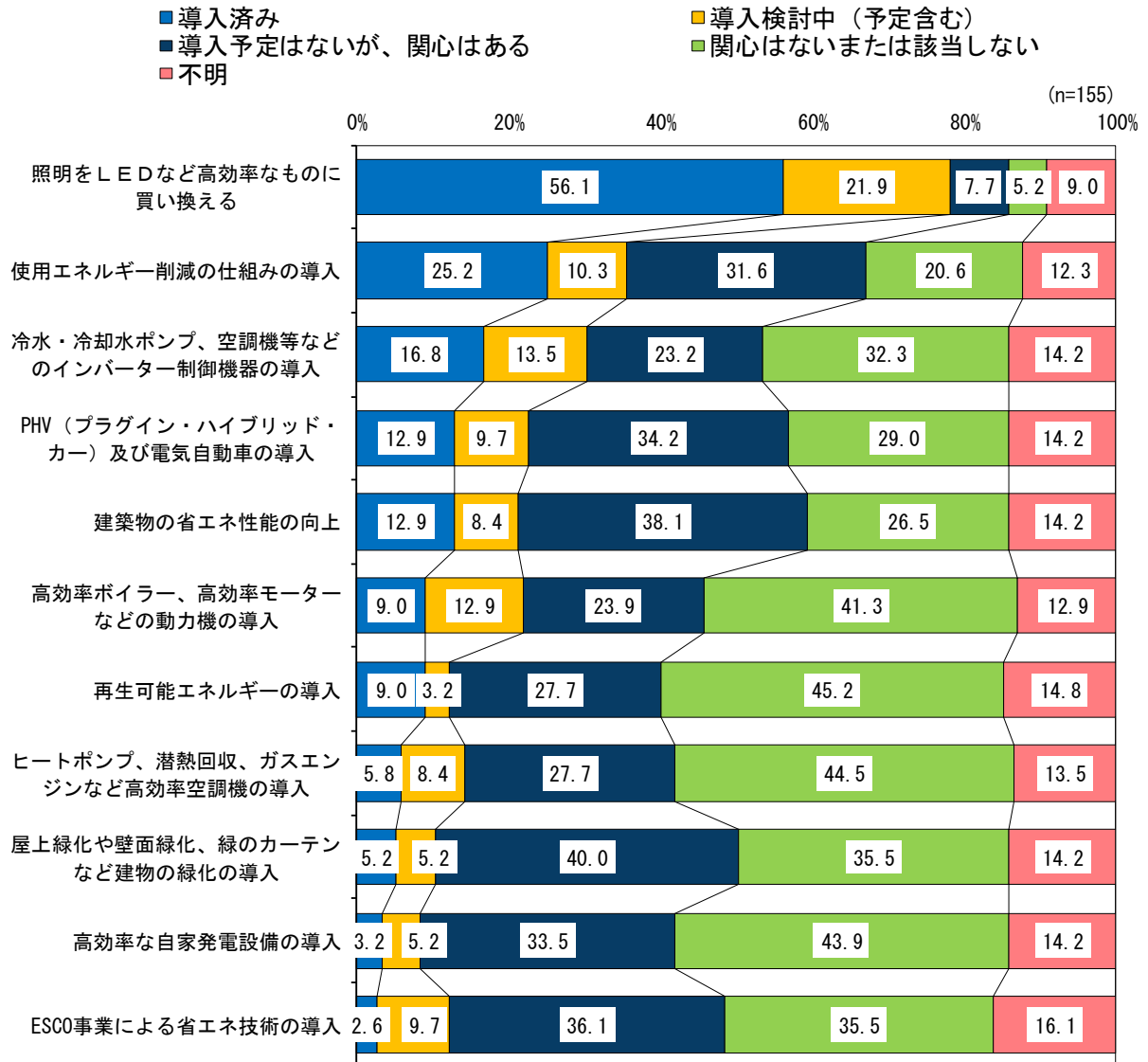
市民が取り組んでいる地球温暖化対策（市民アンケート調査）



事業者の取組状況

地球温暖化対策への取組状況を聞いたところ、導入済みと回答した割合は、「照明をLEDなどの高効率なものに買い替える」で56.1%と最も高く、次いで「使用エネルギー削減の仕組みの導入」(25.2%) となっています。

事業者が取り組んでいる地球温暖化対策（事業者アンケート調査）



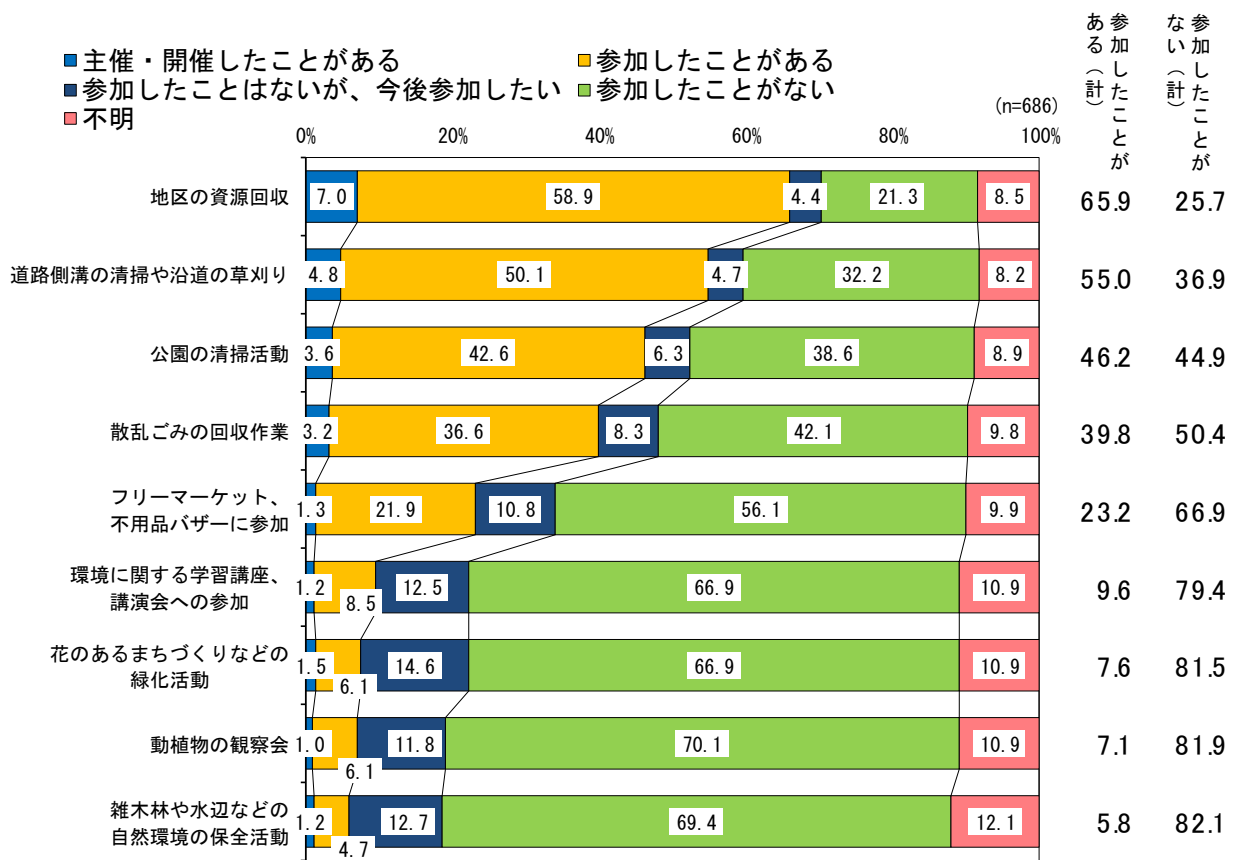


環境活動への参加状況

環境活動への参加状況を聞いたところ、参加したことがある割合は、「地区の資源回収」で65.9%、「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」で55.0%と高くなっています。

また、今後の参加意向は、「花のあるまちづくりなどの緑化活動」で14.6%、「雑木林や水辺などの自然環境の保全活動」で12.7%、「環境に関する学習講座、講演会への参加」で12.5%となっています。

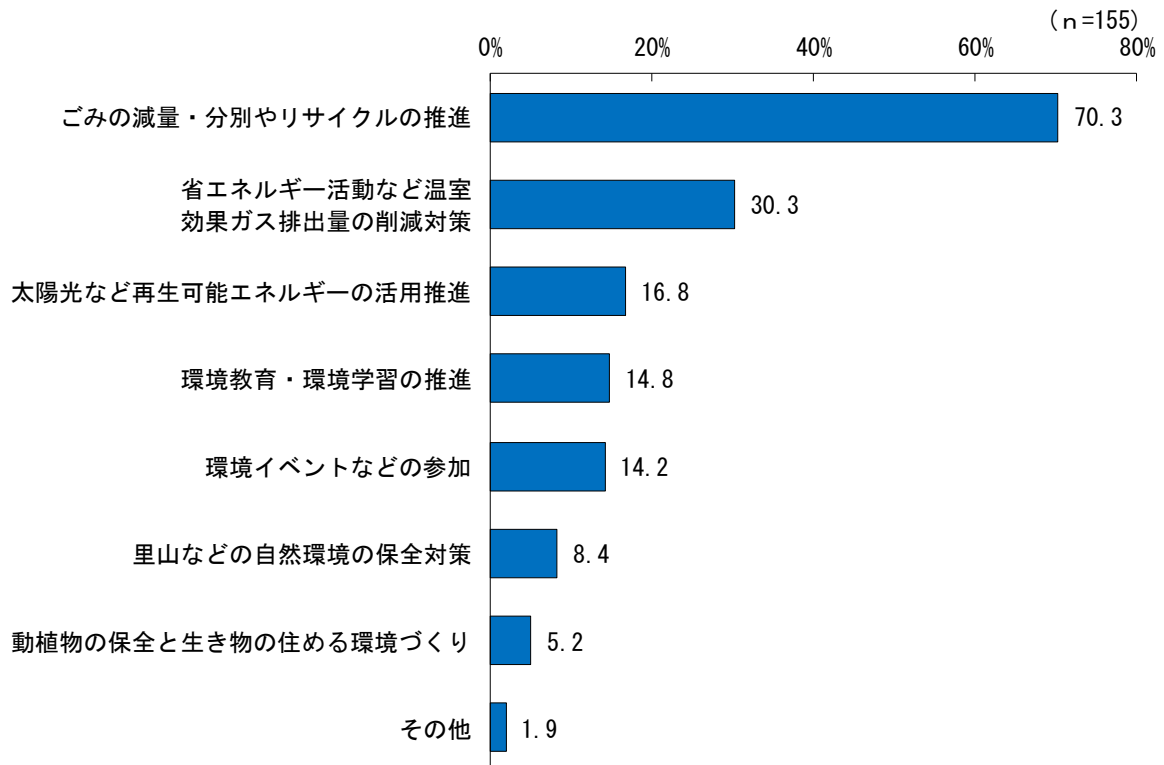
環境活動への参加状況（市民アンケート調査）



事業所が協力、支援できる活動分野

事業者が協力、支援できる活動分野を聞いたところ、「ごみの減量・分別やリサイクルの推進」が70.3%と最も高く、次いで「省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策」(30.3%) となっています。

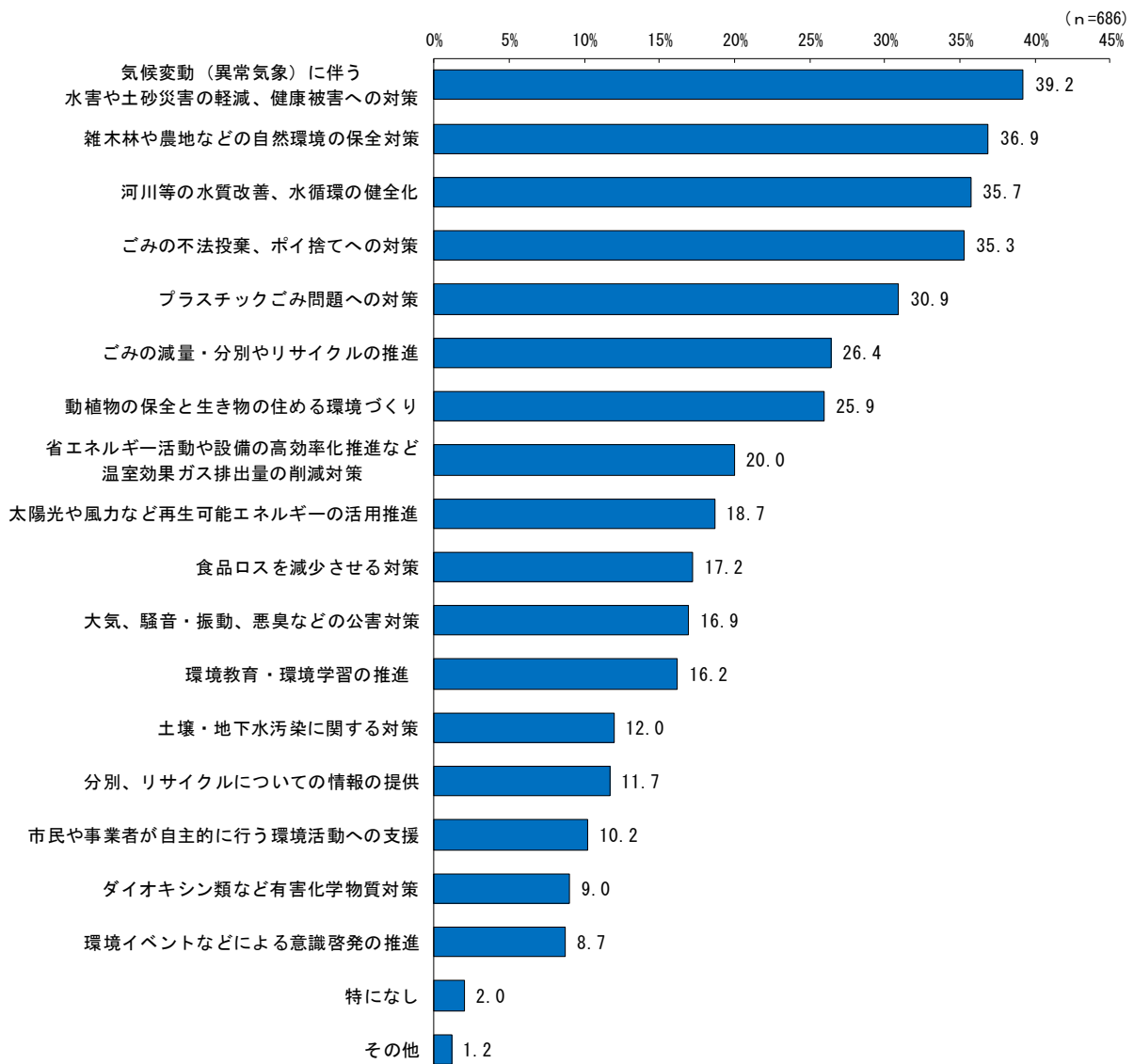
事業所として協力、支援できる活動分野（事業者アンケート調査）



市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策を聞いたところ、「気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策」が39.2%と最も高く、次いで、「雑木林や農地などの自然環境の保全対策」（36.9%）、「河川等の水質改善、水循環の健全化」（35.7%）「ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策」（35.3%）、「プラスチックごみ問題への対策」（30.9%）となっています。

市が重点的に取り組むべき環境対策（市民アンケート調査）



3 計画策定にあたっての課題

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安全・安心社会」「低炭素社会」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、SDGsの考えを活用して分野横断的に施策を展開し、これらの課題に対し調和のとれた解決を目指すことが必要です。

自然共生社会の課題

里山・水辺の保全

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL^{※1}）の向上にも貢献しています。

中でも東部丘陵に代表される里山環境は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

里山環境は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境保全の指標の一つである「ため池」の一部では、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化などに伴い、人とため池の関わりが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、里山環境の荒廃等を最小限にとどめるとともに、本市が誇るべき自然資産としての価値を取り戻すべく、今ある自然を守り育て、木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくりを進めるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していくことが必要です。

※1 クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）の略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺、自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

生物多様性の保全

本市は木曽川がつくる扇状地の扇頂部にあたり、市西部は木曽川の沖積低地とこれに続く段丘からなり、市東部は丘陵や山地で構成されています。さらに丘陵地域から沖積低地に至る地域には多くのため池が分布しているなど、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。

市内では、国指定天然記念物のヒトツバタゴやシデコブシ、マメナシなどの植物をはじめ、ネコギギやウシモツゴなどの魚類、ギフチョウ、ハッチョウトンボなどの昆虫類、イカル、ミゾゴイ、サンコウチョウ、ノスリなどの鳥類など希少な動植物の生息・生育が確認されています。

一方、オオクチバスやブルーギル、ヌートリア、オオキンケイギクなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していくことが必要です。

循環型社会の課題

ごみの減量化

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて「リデュース (Reduce)」（発生抑制 必要ない物は買わないなど）、「リユース (Reuse)」（再利用 壊れた物も直してつかうなど）、「リサイクル (Recycle)」（再生利用 製品を作る際の原料にする）の3つの英語の頭文字で表した「3R」運動を推進し、市民にも広く浸透しており、2018（平成30）年度時点で、家庭系可燃ごみが11,775.2t、事業系可燃ごみが4,604tとここ数年でほぼ横ばいとなっており、資源ごみは3,077.9tで、不燃ごみ等を含めた総合計は21,176tと減少傾向で推移しています。

しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量が、2013（平成25）年度以降は460g前後で横ばいで推移していることから、引き続き、排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていくことが必要です。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2017（平成29）年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（2014（平成26）年）を大きく上回っています。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが広がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

プラスチックごみへの対応

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、完全に分解されることなく半永久的に存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

日本は、1人当たりの容器包装等プラスチックの発生量が世界で2番目に多く、また、世界第3位のプラスチックの生産国であり、世界の海洋プラスチックごみ問題の一因を作りだしていると考えられます。

そのため、プラスチック製品の生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの「使い捨てが中心の容器包装等プラスチック」の使用削減に向けた一層の取り組みが必要です。

安全・安心社会の課題

公害対策

本市では、「水質」「騒音」について定期的に測定を行っています。

これらについては、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、測定を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向け愛知県とも連携し、事業所・工場などへの指導の実施や、環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取り組みの拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

不法投棄対策

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路などを清掃するクリーンタウン犬山推進事業を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みを拡充する必要があります。

地域での生活環境課題

本市では、「犬山市空き家等の適正な管理に関する条例」を定め、建物の所有者等に対し適正な管理を要請していますが、近年、空き家の増加などからその敷地内の雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。繁茂した雑草等が周辺的生活環境を損なわないよう2020（令和2）年度には、「犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めました。

また、指定区域での路上喫煙を禁止する「犬山市路上喫煙の禁止に関する条例」を定め、身体及び財産への被害の防止と、安全で快適な生活環境を確保します。

ほかにも、生活騒音などの住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっているほか、アライグマ、イノシシ等による農作物被害は継続的に発生しており、被害防止を図るため引き続き駆除を行うことが必要です。

気候変動への適応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取り組みも必要です。地球温暖化に伴う気候変動により、過去に経験したことがない大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ^{※2}による地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

低炭素社会の課題

省エネ行動の一層の拡充

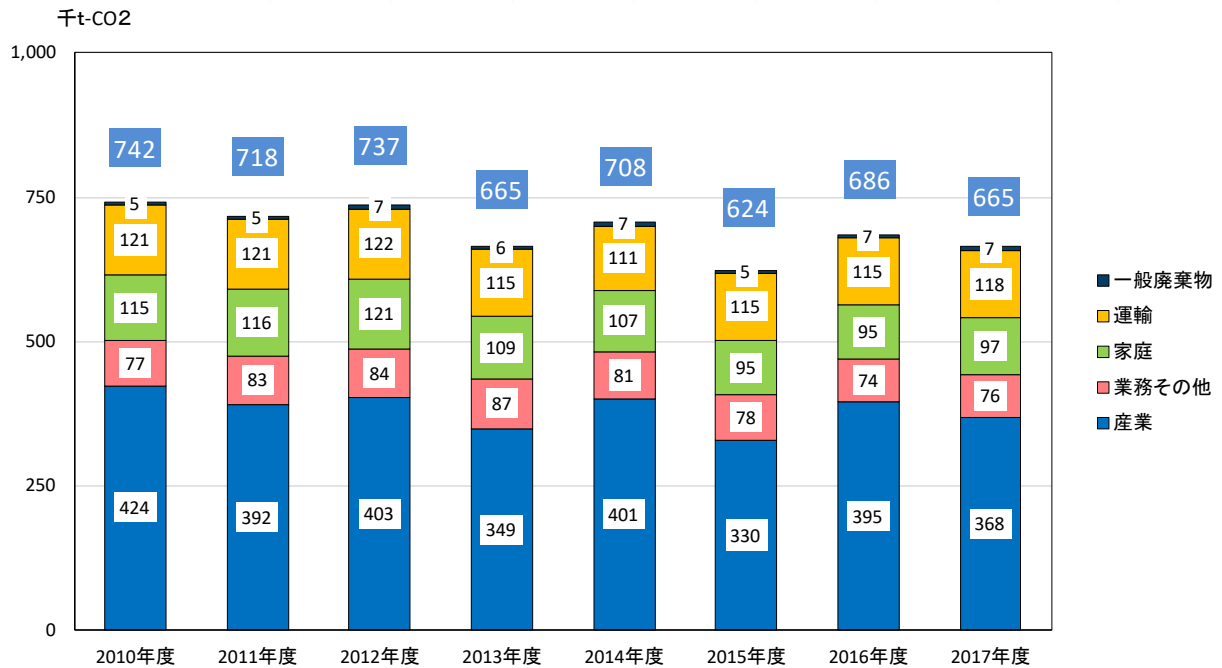
本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、2010（平成22）年度の742千t-CO₂をピークとして、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、2017（平成29）年度の総排出量は、665千t-CO₂となっています。

また、部門別の排出量の推移をみると、各部門とも横ばいもしくは減少傾向で推移していますが、さらなる排出削減に向けた取り組みが必要です。

これまで本市では、市民と協働して、家庭における省エネ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネ意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネ行動を推進していくことが必要です。

※2 自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を様々な課題解決に活用しようとする考え方。

市域からの温室効果ガス排出量の推移



再生可能エネルギーの活用促進

本市の2017（平成29）年度の再生可能エネルギーの導入容量累積は、10kW以上の太陽光発電が14,967 kW、10kW未満の太陽光発電が9,303kW、合計24,270kW（経済産業省統計）となっており、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、活用を促進する施策の検討を進めるとともに、使用済みパネルの廃棄等、将来に向けての課題の検証も必要です

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が必要です。

省エネ機器の普及・拡大

本市では、蓄電池や家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入について、引き続き促進するとともに、建物の断熱化などについても普及活動・啓発を行っていくことが必要です。

低炭素型まちづくりへの対応

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、温室効果ガスを大量に排出することのない低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要であるとしています。

本市でも都市計画マスタープランに基づき、都市機能の再編や公共交通網の再構築等により、効率的で持続可能なまちづくりを行っていくことが必要です。

環境保全活動の課題

環境保全活動の定着・拡大

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められます。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取り組みを実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取り組みが求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムを構築することが必要です。

市民、事業者、市の協働や情報共有の推進

本市では、市内のため池などにおいて、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって外来種を減少させる効果が期待でき、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが必要です。

また、市民、事業者、市のパートナーシップにより、よりよい環境をつくっていくため、環境に関わる情報の共有や、協働の場を構築することが必要です。

次世代に向けた環境教育の充実

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「資源回収」や「道路の清掃や草刈り」に参加していましたが、「緑化活動」、「自然環境の保全活動」や「環境に関する学習講座、講演会」、「動植物の観察会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取り組みからさらなる活動へと広がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

計画の進行管理の課題

着実な施策展開に向けた進行管理システムの見直し

前計画では、策定後における計画の推進状況に関わる年次報告の作成、市広報や市ホームページを通じた情報公開等が不十分であり、「Check（実行結果を確認）」「Action（評価・見直し）」についても不徹底でした。

そのため、本計画では進行管理体制の見直しを行い、PDCA サイクルを徹底することで、毎年度の進捗状況の確認および公表をし、環境施策を推進していくことが必要です。

達成目標の設定

着実な施策展開に向けて進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような「達成目標」の設定が不可欠です。

本計画においては、アウトカム指標（施策の成果を測る指標）としての成果指標を設定し、施策の進捗状況を把握していくものとします。